岩手県告示第435号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第１項の規定に基づき、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和５年８月29日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　津波災害警戒区域

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の各一部（別紙図面のとおり。）

２　基準水位

別紙図面のとおり。

備考　「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部河川課並びに関係広域振興局の土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。